



第3章

健やかで優しい福祉のまち

1. 保健・医療体制の充実

(1) 現状と課題

生活習慣、生活環境の変化に伴い、「がん」「脳血管疾患」「心疾患」等の生活習慣病が増加し、これによる死亡割合は男女とも高い割合を占めています。また、若い年齢層でも肥満や高血圧等の有所見者の割合が増えることで、今後はメタボリック症候群の増加も予測されます。これに対し、早期発見と早期治療により疾病の進行の防止、住民一人ひとりの健康づくりや生活習慣の改善への意識の高揚が求められます。

また、医療に関する要求が高度化、多様化していますが、町内には総合病院がなく、町外の医療機関に大きく依存しています。住民の医療ニーズや救急・休日・夜間の医療にも対応できるよう、町外の総合病院と連携した医療体制の充実を図っていく必要があります。

高齢社会をむかえ老人医療費の増大は、健全な行政運営にも影響を及ぼす問題であることから、健康増進や早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健医療の提供が求められます。

母子保健については、低出生体重児の増加、乳幼児期の育児不安の増大等、母子をとりまく環境の変化に伴い、母子保健についても多くの課題がみられます。

メタボリック症候群
肥満・高血糖・高中性脂肪血症・高コレステロール血症・高血圧の危険因子が重なった状態。複合することによって糖尿病・心筋梗塞(こうそく)・脳卒中などの発症リスクが高まる。高カロリー・高脂肪の食事と運動不足が原因。

(2) 施策の基本方針

保健・医療に関するビジョンのもと、住民が生涯にわたり健康で豊かに暮らせるよう、温泉を利用した健康づくり、健(検)診や相談体制、健康や食生活に関する情報提供の充実を図ります。

また、質の高い地域保健医療が提供できる体制の整備・充実を図るとともに、広域的な連携による地域医療体制や救急医療体制の充実を図ります。

(3) 施策内容

温泉を活用した健康づくり

健康づくりへの意識の高まりを踏まえ、温泉を活かした独自の健康づくり環境の構築に取り組みます。

地域医療の充実

医療機関と連携した健康診査体制などの充実を図るとともに、健康増進、疾病予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健医療が提供できる体制づくりを進めます。

救急医療体制の充実

住民が必要な時に適切な医療を受けることができるように、夜間・休日の医療体制を、近隣市町村と連携し、広域行政のなかで充実を図っていきます。

保健基盤の充実

検診、健康診査、保健指導、機能回復訓練等、保健サービスの充実を図るため、地域における健康づくりの拠点の機能拡充を進めます。

健康増進事業の充実

生活習慣病の発症を予防し、早世(65歳未満の死亡)の減少の実現に向けて、適正な生活習慣への改善を支援します。

子どもから高齢者までが、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションなどを楽しみ、自主的に健康づくりに取り組めるよう、健康増進施設の充実を図り、多様な健康づくりの機会を創出します。

母子保健対策の充実

関連機関との連携を密にし、地域における母子保健施策等をきめ細やかに講じます。

2 . 地域福祉の推進

(1) 現状と課題

核家族化の進展やひとり暮らしや高齢者世帯の増加、地域住民のつながりの希薄化など、地域社会のあり方が変化しています。また、高齢者や障がい者など社会弱者の方々が地域での支援を必要としています。こうしたなか、住み慣れた家や地域で安心して生活するためには、人にやさしいまちづくりの推進とともに、地域と連携したきめ細やかなサービスの充実と、地域住民がパートナーシップ という共通認識を持つことが必要とされています。

地域福祉が担う役割はさらに重要性を増すことから、住民自らが主体的に福祉活動を行うことにより、住民が地域のなかで安心していきいきと自立した生活を送ることができる地域づくりを目指し、地域福祉活動の一層の充実を図っていく必要があります。

また、社会経済の低迷により就業機会が減少することにより、失業等の生活不安や生活困窮にいたる世帯が増えることが予測されます。このような生活困窮世帯に対応した低所得者福祉の充実が求められます。

パートナーシップ
協力関係。共同。提携。

(2) 施策の基本方針

地域住民の多様な福祉ニーズに対し、ボランティアの育成や福祉教育の推進などに努めるとともに、地域社会の連帯意識を醸成し、ともに生き、ともに支えあう地域社会の構築を図ります。

社会福祉協議会活動を支援するとともに、社会福祉事業者、福祉団体などとの連携により積極的な地域福祉活動への参加を促し、各種福祉推進体制の強化を図ります。

(3) 施策内容

地域福祉活動の推進

今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になる地域福祉計画に基づき、多様化する福祉ニーズに応え、複雑多岐にわたる福祉サービスを適切に提供するため、地域福祉計画に基づき、地域住民と一体となった地域参加型の福祉活動を推進します。

民生委員・児童委員、社会福祉協議会との協力を図りながら、地域における福祉エキスパートの養成を支援します。

福祉ボランティア等の強化・育成

地域住民同士での支えあいによる福祉活動を促進するため、NPOやボランティアなどの育成及び活動支援を行います。

低所得者福祉の推進

社会福祉協議会や地域民生委員と連携を密にし、低所得者や生活困窮者の実態把握に努めるとともに、生活福祉資金制度などを活用し低所得者の自立を支援します。

人にやさしい福祉のまちづくり

公共施設をはじめとして、多くの人々が利用する施設等のバリアフリー化はもちろんのこと、ユニバーサルデザインの理念の啓発により、誰もが安全で便利で快適な住みよい福祉のまちづくりを推進します。

エキスパート
ある分野に経験を積んで、高度の技術をもっている人。専門家。熟練者。

3 . 子育て支援施策の推進

(1) 現状と課題

少子化や核家族化の進展、女性の社会進出、結婚や子育てに対する意識の多様化など、子育てに対するニーズが多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つことの重要性が高く認識されるようになり、家庭と地域が一体となり、若い世代が安心して子どもを産み、育てていくことができる環境づくりがこれまで以上に求められています。また、子育てに対する不安や負担から、身体的暴力など児童虐待につながることもあり、各機関が連携を密にして、適切に対応していく必要があります。

平成 17 年現在、町内には保育所（園）が公立 5 ヶ所、私立 1 園が配置されており、通常保育をはじめとする各種の保育サービスを提供しています。しかしながら、家族形態の変化などに伴い保育ニーズは一層多様化してきており、保育の質の向上に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

年々増加しているひとり親家庭では、社会的・経済的な制約のなかで子どもを健全に育てることを両立していかなければならいため、経済的な負担を軽減するとともに、精神的な面での支援が必要とされています。

(2) 施策の基本方針

少子化傾向の緩和を図るため、総合的な子育て支援施策を推進し、家庭、地域、事業者、行政の相互協力により子育てしやすい環境づくりを進めます。

また、社会情勢の変化に対応した援助体制の充実を図り、ひとり親家庭の生活の自立と健康な生活の実現を支援します。

(3) 施策内容

子育て支援環境の充実

子育て支援に関する計画に基づき、安心して子どもを生み、育てられるよう、出産や子育てにかかる経済的な負担を軽減するための支援を行います。

被虐待児童とその家族を援助し、早期発見、早期対応及び発生防止に努めます。

子育てに関する情報発信

子育てに関する情報の収集・発信を進めるとともに、育児不安の解消や保護者同士の交流を図り、地域が一体となった子育てサークルの充実に努めます。

保育サービスの充実

延長保育の実施箇所や受入人数の拡大、実施時間帯の延長を進めるとともに、乳児保育や障がい児保育、一時保育など保育サービスの充実に努めます。

幼稚園・保育所の一体化、総合施設化など利用者の視点に立った保育及び幼児教育体制のあり方を検討し、保育所(園)の再編・再整備を図ります。

児童館、児童公園の整備

児童の健全な育成を図るため、児童館や未利用の施設・空き教室の有効活用による児童クラブの設置など放課後児童対策の充実に努めます。また、遊び場や多目的広場、児童公園等、子ども達が安心して遊べる場所の整備を進めます。

ひとり親家庭への支援

福祉事務所を中心に国・県・町の制度を最大限に活用し、ひとり親家庭の自立を支援します。

延長保育

保育所で、通常の保育時間を延長して行う保育。女性就労の増加や就労形態の変化に対応するもの。

4 . 高齢者施策の充実

(1) 現状と課題

本町の高齢化率は、平成 17 年現在 29.3%となっており、今後も高い高齢化率が見込まれます。老人福祉施設や老人保健施設の充実を進めるなど高齢者施策の推進に取り組んできましたが、本格的な高齢社会をむかえ、介護を必要とする高齢者、さらに高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、家族介護だけでは困難な状況や、サービスの提供が対応しきれなくなっている状況も見うけられます。

今後は介護保険制度の基本理念である高齢者の生活・人生を尊重し、できる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防サービスの展開も含めた高齢者施策の充実をさらに進めていく必要があります。

また、高齢者がいつまでも健康を維持し、生きがいを持っていきいきと生活できる地域づくりや充実したサービスの提供が必要であり、住み慣れたまちで、地域全体に支えられながら安心して安定した生活を送ることができる社会づくりを進めていくことが求められています。

(2) 施策の基本方針

高齢者が自立して安定した生活を維持し、地域で生きがいを持って生活できるよう、福祉施設の整備やより良い福祉サービスの提供を進めます。

また、高齢者の豊かな知識や経験を活かした活動機会の創出など、生きがいづくりを推進します。

(3) 施策内容

高齢者の自立支援

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画などの計画に基づき、適正な高齢者の自立支援を行います。

介護予防事業の展開により、高齢者自らの生活意欲を高め、状態の改善又は重度化の予防を図ります。

介護保険の認定対象外となった高齢者に対して、要支援・要介護状態へと進行しないために、介護予防・生活支援型サービスの事業の実施を図ります。

高齢者が住み慣れた住まいで安心して生活できるように、高齢者が住みやすい住まいづくり、支援の体制づくりなど、各種の生活支援サービスを推進します。

介護保険サービスの充実

高齢者が自らの選択に基づき、良質な介護サービスを利用できるようにするために、地域において必要な介護サービスを量と質の両面にわたって確保に努めます。

高齢者関連施設の整備と活用

既存の高齢者関連施設の活用を図るとともに、ニーズに応じた新たな高齢者福祉施設整備を進めます。

生きがいづくり

学習やスポーツ活動の充実、就労支援など、地域の高齢者が生きがいを持って生活できるような機会の提供や場所づくりを進めます。

5 . 障がい者施策の充実

(1) 現状と課題

近年、核家族化などの家族形態の多様化と介護者の高齢化により、障がいを持つ方への介護力の低下がみられます。障がい者福祉の基本的な方向として、施設福祉ではなく地域で自立して生活を目指す方向に進んでいますが、支援のための施設や就労の場が不足しているため、地域での生活が困難となっている状況もみられます。また、障がいについて、特に精神障がいや難病を持つ方に対して偏見が残るなど地域住民の理解が得られないことも大きな課題となっています。

今後は、障がいのある人もない人も、お互いに支えあい、障がい者が社会の一員として快適な生活が送れるような社会をめざし、ノーマライゼーション、リハビリテーションの実現を進めていく必要があります。

また、まちづくりにおいては、誰もが等しく住みよい社会を実現するというユニバーサルデザインの考え方が重要になります。このため、公共施設のバリアフリー化などハード面の整備はもとより、住民一人ひとりの思いやりの気持ちを醸成するなどソフト面においてもユニバーサルデザインを浸透させていくことが求められます。

(2) 施策の基本方針

ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、在宅福祉の充実を図り、障がい者が地域のなかで健常者とともに助け合いながら安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

(3) 施策内容

障がい者の自立支援

日常生活を支える各種支援サービスの充実、相談体制や学習機会の充実などを図り、家庭や地域における障がい者の安心で自立した生活を支援します。

障がい者の社会参加意識を高揚し、地域における交流活動や就業を支援します。

障がい者に対する住民の理解を啓発し、NPOやボランティアとともに地域で支えあう福祉のまちづくりを推進します。

障がい者福祉施設の充実

身体障がい者(児)の通所型施設とともに、自宅での生活が困難な知的障がい者や精神障がい者が自宅同様に安心して生活できるグループホームの整備を検討します。

生活の質の向上

障がい者の生活の質の向上を図るために、ボランティアの育成や支援費制度の充実、年金・手当や扶助・割引などの諸制度の周知徹底、専門家による権利擁護など相談体制の強化に努めます。

作業所等の充実による就労機会の拡充

障がい者の自立を支援する授産施設の充実とともに、障がい者の就職と職場定着の促進を働きかけます。

6 . 社会保障の充実

(1) 現状と課題

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、低所得者に対する自立のための相談・指導体制、生活保護制度の充実、さらには、住民の健康の保持及び福祉の増進を図るための、医療給付事業の適切な運用が求められています。

国民健康保険については、近年、加入者に対する低所得者や高齢者、ひとり親家庭の割合が増加し、疾病の多様化、医療技術の高度化、多受診などにより、医療費が高額化しています。健全な保険制度運営を図っていくためには、制度の周知と理解を促し適正な賦課と収納率の向上に努め、保険財政の安定化を図り、医療費の適正化を進めていく必要があります。

国民年金制度は、老後生活の基礎的な収入を支える重要な制度ですが、近年は少子高齢化が急速に進展するなかにあって将来の受給に不安を抱く人が増え、未加入・未納者の増加が問題となっています。安定した制度運営のためには、保険者である国との協力・連携のもと、制度の周知徹底など啓発を図っていく必要があります。

(2) 施策の基本方針

すべての住民が健康で文化的な生活が営めるよう、各種社会保障制度の健全経営と、それに基づくサービスの充実を図ります。

(3) 施策内容

低所得者に対する相談・指導体制の充実

低所得者の社会経済的な自立を支えるため、相談・指導体制の充実とともに、生活保護制度の適切な運用を図ります。

医療費の適正化

国民健康保険制度の長期的かつ安定的な運営については、高齢化等により高騰する医療費を抑制することが第一であるため、重複受診や多重受診者に対する訪問指導など受診回数の軽減を図るとともに、予防事業の充実や健康志向の普及活動等を進めます。

国民健康保険税収納率の向上

国保財政の健全化に向けて、国保未加入者の的確な捕捉と被保険者の正確な把握に努めます。

介護保険制度の安定経営

介護保険 サービスの充実、適正かつ迅速な要介護認定など介護保険事業の充実を図るとともに、健全財政の堅持を基本に、安定的な経営に努めます。

社会保険制度の理解と周知徹底

年金や医療、介護など社会保険制度について住民の理解と信頼を深めるため、啓発冊子や広報誌などにより内容の周知に努めます。

介護保険

高齢者などの介護を公的に保障するための社会保険。公費および被保険者(40歳以上の国民)の保険料を財源として、被保険者が介護を必要とする状態と認定された場合に、介護サービスなどの給付を受ける。